

## 松山地方裁判所委員会（第23回）議事概要

### 1 日時

平成25年1月31日（金）午後3時から午後5時まで

### 2 場所

松山地方裁判所大会議室（5階）

### 3 出席者

（委 員） 大出知典，大西宏昭，加藤良一，加藤令史，兼平裕子，亀岡  
マリ子，白塚重典，濱口浩，林秀文，真木啓明（五十音順）

（事務担当者） 山田事務局長，上田民事首席書記官，白木刑事首席書記官，  
平野総務課長，土居総務課課長補佐

（報告者） 濑戸民事第2部裁判官

### 4 議事（○委員，▲報告者）

（1） 松山地方裁判所長あいさつ

（2） 新任委員紹介（加藤良一委員）

（3） 委員長選出

互選により林秀文委員（松山地方裁判所長）が委員長に選出された。

（4） 濑戸民事第2部裁判官から、「司法修習の現状等について」の内容で，  
司法試験受験から司法修習終了までのプロセスの概要，法曹養成制度の変  
化，法科大学院における教育の現状，新司法修習の現状等について説明が  
された。

（5） 報告者の説明の後，意見交換が行われた。

▲ 司法修習における2回試験に合格しなかった場合には，再度修習生とな  
って，試験を受けることができる。

▲ どちらかというと大都市に弁護士が増えている。過疎地域に弁護士がい  
るようになったのは，法テラス等の公的な施設が設けられたものであり，  
自ら望んで過疎地域に行く人は多くはない。

- ▲ 選択型修習については、松山では分野別を深く掘り下げた深化型を取っている修習生が多い。
  - ▲ 分野別修習にかかる費用としては、裁判所内での修習においては、基本的に費用がかかることはない。
  - ▲ 司法研修所の教官は、例えば松山を担当している教官は、愛媛県、香川県及び高知県を担当しており、修習地に来て講義をするなど、修習生の指導に来ている。
  - ▲ 選択型実務修習の時期については、夏のお盆の時期と重なるが、その期間を前提として受けてもらっているため、特段問題となったことはない。
  - ▲ 現在の修習生と自分が修習していたときと比較すると勉強のベースとなる教材が多くあり、特に実務に則したものが充実しており、レベルは高いと思われる。
- 新司法試験になってから、最初のころは、旧司法試験を受験していた人がいたため、文章を書かせると得意であったが、今はバラツキがでてきている。要領の良い人と悪い人がおり、短い修習期間であっても、何かを掴んでいける人とそうでない人がいる。
  - 修習期間が短くなつたことから、一つの事件について継続的に修習できず、単発的に終わってしまう。
  - 裁判官及び検察官については、任官をしてから環境が整っているが、弁護士はどのような環境になるかによって、大きく違つてゐる。また、大きな事務所に就職している人と地方で一人ではじめる人とでは違つており、社会にでてもバラツキがでている。
  - 弁護士業に就くためには、弁護士会に加入する必要がある。そのためには、会費を支払う必要があり、その費用を支払うことができないため開業できない人がでていると聞いている。
  - 弁護士については、溢れているのが現状で、事件あさり等も具体的には

知りませんが、起こるであろうというのが、私の印象です。

- 司法試験を合格した人で、県庁に入ったり、民間に入る人もいる。
- 司法試験は、3回受けることができるが、1回で辞める人もいる。3回受けて不合格だと年齢的に就職できないためである。
- 弁護士で企業に入る人もいる。しかし、なかなか大きな会社でないと難しい。
- 司法制度改革で想定していた社会は、紛争が軽いうちに解決をしたり、紛争とならないように、きちんとした契約をすることができる社会であったが、中々そうはいかず理念通りにはいかなかつた。